

「新入社員の皆様へ、貴方の給与明細のしくみ」

新しく社会人に成られた方を中心に毎月の給与の明細（内訳）について、解りやすくモデル給与明細を示しながらご説明させていただきます。

給与は入社時に提示されている事と思われませんがその金額全部が手取り額となるわけではありません。給与明細をよく確認して税や社会保管等の仕組みを知って頂きたいと思います。

中堅社員の方でも意外と知らない事もあるようです。

社会人としての生活を実り多きものにする一助としていただければ幸いです。

1. 給与について

皆様の給与は基本給に残業代、交通費や手当などの支給額、厚生年金、雇用保険などの社会保険と所得税や住民税などの税金の控除額等で構成されております。

2. 給与明細について

給与のそれぞれの項目について具体的に金額が掲載されその月の労働日数や有給の消化、残業時間等の情報も合せて載っております。



3. 給与明細のしくみ

以下の一般的な給与明細について解説させていただきます。

給与 明細書 000	0007	平成28年 6月30日支給 神田 一郎 様 株式会社 ○○○○	
---------------	------	---------------------------------------	--

勤 怠	残業平日普通	残業平日深夜	残業休日普通	残業休日深夜	残業法定休日	残業法定深夜			
	10:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00			
遅刻早退回数	遅刻早退時間								
0.00	0:00								

支 給	基本給(月給)	調整手当	家族手当	役付手当					遡及差額	
	220,000	44,000	22,000	10,000					0	
	休日出勤手当	残業平日普通	残業平日深夜	残業休日普通	残業休日深夜	残業法定休日	残業法定深夜			
	0	22,840	0	0	0	0	0			
	非課税 通勤									
15,000										
遅刻早退控除	欠勤控除							課税合計	非課税合計	
0	0							318,840	15,000	
									総支給額合計	
									333,840	
控 除	健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険					社会保険調整	社会保険合計
	15,856	2,640	29,091	1,001					0	48,588
	課税対象額	所得税	住民税						税調整	
	270,252	7,280	16,800						0	
財形預金								控除計	控除合計	
0								24,080	72,668	
記 事	扶養等の数									差引支給額
	1									261,172

まずは前述した支給額については各人ごとに定められた一定の額の基本給に残業手当を始めとする各種手当を合計した金額となっております。

各種手当は別表のような手当がありますが、こちらは業種や各社の考え方により多種多様です。

こちらは会社によく確認いただけますようお願いいたします。

4. 社会保険料の控除

ここでは各種保険料の控除について解説します。

a. 健康保険料

万一の病気やけがなどの医療費負担を軽くするためのものです。

病気で治療した場合、実際の医療費の3割程度の負担ですむのはこの保険のおかげです。

保険料は標準報酬月額（給与）× 保険料率で決まっております。給与が上がれば保険料は高くなります。

実はよく知られていない事なのですが、そのうち半分の全額を会社が負担しております。つまり多くの社員を雇用している会社では大きな負担となっております。

b. 介護保険料

40歳以上の方が控除されております。金額は政府が決める介護サービスの公定価格と実際の介護給付費の総額などによってきめられます。

こちら金額の半分を会社が負担しており、残り半分为本人が控除されます。

c. 厚生年金保険料

いずれ皆様が退職し高齢となった時や万一障害や死亡した場合に本人や家族に年金を受給するための保険です。

こちら標準報酬月額 × 保険料率で金額を決めております。

また介護保険料と同様に半分为会社が負担しております。

d. 雇用保険料

万一失業した時に再就職までの生活をするための給付を受けるための保険です。

保険料は給与月額に雇用保険料率の0.9%をかけた金額の0.6%を会社が負担しております。

本人は0.3%を控除されます。

上記のように各種社会保険料については意外に会社負担も多くある事を知っておくのも大切であると思います。（平成29年4月現在の料率）



5. 税金の控除

a. 所得税

課税支給額(残業や欠勤等により毎月変動する場合があります)から各種保険料を引いた金額をあらかじめ定められている給与所得の源泉徴収税額表に当てはめて算出します。

個人所得税の税率は195万円以上330万円以下の場合10%マイナス9万7500円。330万円以上695万円以下の場合20%マイナス42万7500円となっております。

毎年年末には、年末調整により所得税を再計算し、払いすぎた金額があれば給付（還付）される場合があります。

b. 住民税

前年の課税所得をベースに計算され、都道府県民税と市区町村民税を合わせたものが住民税となります。

住民税は自治体の権限によって税率を変えられるため皆様の住んでおられる場所によって金額が変わります。

6. その他の控除

皆様が任意で行う財形貯蓄や社負担旅行等のための積み立てなどを給与から天引きされるものの明細が記載される場合があります。

以上のように支給額から控除額を差し引いた金額が差引給額、つまり手取りの額となっております。

皆様におかれましては今一度支給された給与明細を確認していただき、ご自身の所得の意義を再認識する機会となればと思います。